

施策評価シート（評価対象年度：令和元年度）

1.基本的事項

①施策名〔施策小〕	2 相談・指導体制の充実	②施策番号	4410
③まちづくりの方向〔政策(章)〕	2 みんなが健やかで、みんなが助け合うまち		
④基本施策〔施策大(節)〕	3 みんなで支えあう福祉のまちをめざします		
⑤基本的方向〔施策中〕	4 生活困窮者福祉の充実		
⑥担当部名	⑦担当課名		
健康福祉部	生活福祉課		

2. 施策の現状把握

〔1〕施策の対象・意図

①施策の対象(誰、何に対して施策を実施するのか)	近年、生活保護受給者が増加する中で、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者を生活困窮者として本事業の対象
②意図(対象をどのような状態にしたいのか。何を狙っているのか)	生活保護に至る前の段階から生活困窮者の相談内容に対して必要とされる包括的な支援を行い、生活困窮状態からの早期自立を図る。
③環境(この施策を取り巻く状況はどのような状態なのか、また、国や府の動きはどのような状態で、今後どのように変化していくと考えられるか)	近年、生活保護受給者が増加する中で、生活困窮者(現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。)について、早期に支援を行い、自立の促進を図るため、平成25年12月に「生活困窮者自立支援法」が成立した。 これに伴い、福祉事務所設置自治体は、平成27年4月から本法に基づいた取組を実施する責務があるため、本事業を計画する。

〔2〕施策指標及び推移

施策指標(成果指標)		単位	指標とした理由・考え方
①	相談件数	件	生活困窮者については、顕在化している相談者以上に潜在化している相談者を発見し、相談につなぎ適切な支援を早期に行う必要があるため。
	計算式		
②			
	計算式		
③			
	計算式		

	指標名	単位		H29実績	H30実績	R1実績	R2見込	R3目標	備考
①	相談件数	件	目標値						
			実績値	177	197	190	—	—	
			達成率						
②			目標値						
			実績値						
			達成率						
③			目標値						
			実績値						
			達成率						

〔3〕施策を構成する事務事業

	事務事業名	成果指標					総事業費(千円)			事務事業評価結果		重点化
		指標名	単位	H30実績	R1実績	R2見込	H30実績	R1実績	R2見込	総合評価	今後の方向性	
1	自立相談支援事業	相談件数	件	197	190	—	12,618	11,497	11,563	A	ア	◎
2	緊急一時扶助費給付事業	緊急一時扶助者数	人	37	10	30	81	77	477	A	ア	
3	住居確保給付金事業	手当支給世帯数	人	13	10	—	2,353	1,281	13,280	A	ア	○
4	一時生活支援事業	受給開始	人	9	5	—	1,177	17,353	1,802	A	ア	
5	プレミアム付商品券事業	商品券販売額	円	—	127,880	—	—	100,348	—	A	ウ	
6	台風第21号災害対策事業	り災証明書発行件数	件	2,567	25	—	6,555	882	—	A	ウ	
7	災害救助支援事業	見舞金等支給件数	件	8	2	5	270	354	455	A	ア	
8	交通遺児給付金事業	支給金額	円	0	0	0	81	77	0	C	イ	e
計	8						23,135	131,869	27,577			

3. 施策の評価

評価の視点	説明・コメント等
①本施策の意図すること(目的)は、上位施策(施策中)の達成にどのように貢献しますか。 (施策所管課等としての考えをお示ください。)	近年、生活保護受給者が増加する中で、生活困窮者(現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。))について、早期に支援を行い、自立の促進を図るため、平成25年12月に「生活困窮者自立支援法」が成立した。 これに伴い、福祉事務所設置自治体は、平成27年4月から本法に基づいた取組を実施する責務があるため、本事業を計画する。
②本施策で設定した指標から何が読み取れますか。 (2[2]の表の数値の推移から分析できることをお示ください。)	平成27年度からの新たな施策のため、一概に述べることは現状では適切さではないと考えますが、潜在化している相談者が本市においても多数いると想定できますので多種多様なアウトリーチを工夫していく必要がある。
③本施策において市民、団体等との役割分担や市の関与は適切ですか。 (施策所管課等としての考え(理想と現実)をお示ください。)	生活困窮者の発見については、身近な地域での協力も不可欠なため、今後、フォーマルのみならず、インフォーマルな地域資源開発が必要と考えます。
④施策を構成する事務事業は適正ですか。 (2[3]を踏まえ、施策目標に対し事務事業にずれはないか、数は適正かについて考えをお示ください。)	福祉事務所設置自治体必須事業である。
⑤施策を構成する事務事業の中で重点化及び縮小化についてどのように考えますか。 (2[3]において、◎、○、▲とした理由をお示ください。)	生活困窮者自立支援事業は7つの個別支援プログラムにより構成されていますが、その中核となるのが自立相談支援事業であり、人材育成等の充実を図る必要があります。

4. 一次評価(所管課評価)

一次評価	評価(A～D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある
	A	生活困窮者自立支援事業については、法施行後3年で事業の見直しを行うこととなっており、平成30年度法改正により生活困窮者自立支援事業の内容についても、変更箇所があり、適宜適切に事業の内容を実施できるように体制整備を行う。	

5. 改革、改善案

即時的対応 (すぐに取り組む改善案)	—
短期的対応 (1、2年のうちに取り組む改善案)	生活困窮者自立支援法に基づく本事業は平成27年度より新たにスタートした事業であり、その実績等が明確に本事業の目的に適切に実行されているか判断しがたい部分があり、そのため国においても法施行後3年目での本事業の見直しを本法律に盛り込んでおり、国での本事業の見直しを注視していく必要がある。
中長期的対応 (3～5年をめどに取り組む改善案)	—

6. 二次評価(行革・財産活用室評価)

二次評価	評価(A～D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある
	B	相談支援や就労支援を通じた取組が適切に実施されている。 関係部署との情報交換や連携等により、相談や指導を必要とする生活困窮者へ適切な支援が引き続き適切に展開されるよう取組を進められたい。	